

事 務 連 絡

令和4年6月22日

都道府県・政令指定都市消費者行政担当課 御中

PIO-NET2020 利用機関 御中

消費者庁取引対策課

「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」の新規策定に伴う通達改正について
(情報提供・御依頼)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日付で、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の通達（「特定商取引に関する法律等の施行について」）を改正し、公表いたしましたので、お知らせいたします。

今回の改正においては、訪問販売等による悪質な住宅リフォームに関する消費者トラブルの状況等にも鑑み、住宅リフォームに特化した形で過量販売の要件に関する考え方などを示す「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」を策定し、新たに通達別添として追加いたしましたので、御参照ください。

また、これに併せて、消費者向けの注意喚起として、被害に遭わないためのポイントをまとめた啓発チラシ（「悪質な住宅リフォームの訪問販売に御注意ください」）も作成し、公表しておりますので、御活用いただければと存じます。

各都道府県におかれましては、上記について、管内市区町村への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

(注) 改正通達の運用開始は、令和4年6月23日です。

(以上)

(問合せ先)

消費者庁取引対策課

電話番号：03-3507-9210（直通）